

II いわゆる定期購入契約¹の場合

販売業者が定期購入契約の申込みを受ける場合においては、上記 I のほか、以下に留意する必要がある。

1. 第 1 号（申込みとなることの表示について）

(1) 以下のような場合は、一般に、第 1 号で定める行為に該当しないと考えられる。

- A. 申込みの最終確認画面に申込者が締結することとなる定期購入契約（以下単に「定期購入契約」という。）の主な内容²が全て表示され、その画面上で「この内容で注文する」といったボタンをクリックしてはじめて申込みになる場合。（参考：【画面例 7】）
- B. 「注文内容を確認する」といったボタンをクリックすることにより定期購入契約の主な内容が全て表示され、当該操作を行ってはじめて申込みが可能となっている場合。（参考：【画面例 8】）

(2) 以下のような場合は、第 1 号で定める行為に該当するおそれがある。

- A. 申込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容の全てが表示されていない場合。
- B. 申込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容の全てが容易に認識できないほどその一部が離れた場所に表示されている場合。（参考：【画面例 9】）

2. 第 2 号（確認・訂正機会の提供）について

(1) 以下の①及び②の両方を満たしているような場合は、一般に、第 2 号で定める行為に該当しないと考えられる。（参考：【画面例 7】、【画面例 8】）

① 申込みの最終段階で、以下のいずれかの措置が講じられ、定期購入契約の主な内容を容易に確認できるようになっていること。

- A. 申込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容が全て表示され、確認できるようになっている場合。
- B. 申込みの最終段階の画面上において、「注文内容を確認する」といったボタンをクリックすることにより定期購入契約の主な内

¹ 販売業者が購入者に対して商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約

² 契約期間（商品の引渡しの回数）、消費者が支払うこととなる金額（各回ごとの商品の代金、送料及び支払総額等）及びその他の特別の販売条件がある場合にはその内容